

大学の派遣留学における 安全配慮義務に関する考察

いけの けんいち
池野 健一 海外留学生安全対策協議会

The obligation to consider security is enshrined in Japanese law since the 1975 ruling. The obligation applies to Japanese universities when they organise study abroad programmes. Thus, if there is a fatality or injury sustained during the programme the university must show that they have not neglected their duty of care. Otherwise they are liable to pay compensation. There has been a study to show how universities should cater for the security of students abroad and the different responsibilities of the university and the travel agency. Actual cases were used to show how travel agencies could collaborate with universities to provide effective security for the students.

キーワード：大学の定義、大学の安全配慮義務、旅行業法と安全配慮義務、大学の国際交流政策、

Keyword : concept of university, obligation to consider security by university, obligation to consider security by travel agent, international exchange by university

1. はじめに

1-1 研究の背景と目的

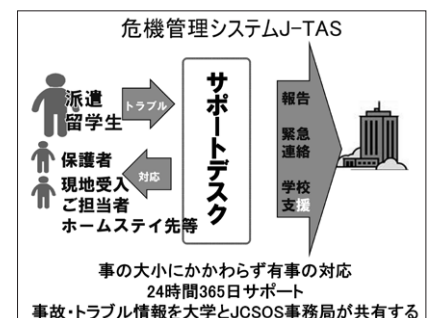
本論は、派遣留学における大学の安全配慮義務を明らかにしようとした小論である。派遣留学とは主として大学の国際交流部署で使われる専門用語である。日本の大学では1954年以来、文部科学省所管の「国費外国人留学生制度」を扱ってきた。そのため、国際交流部署で使う留学生とは、受け入れ留学生のことを指した。それゆえ、派遣留学という用語で、受け入れ留学と区別している場合が多い。本論で取り上げる派遣留学とは、日本の大学が海外に送り出す留学のことである。

昨今の大学における「グローバル人材育成」は、多くの大学の経営課題となり、競うようにして魅力的な派遣留学・海外研修プログラムが企画され、実施されている。実施にあたり、派遣留学生の安全対策・危機管理の必要性が重要であることは論を待たない。第2章で述べるように、これまでの先行研究では、旅行業法の観点から業者の安全対策・危機管理の方策が議論される場合が多い。しかし、

大学とは一つの組織・経営体であり、その実相を明らかにしなくては、的確な安全対策・危機管理案は成立しない。

本論では、大学の起源や今日の大学組織を検証し、大学の特性を明らかにし、近年の大学国際交流政策にも言及した。そのうえで留学・海外研修を実施する大学に課せられている安全配慮義務を明確にし、旅行業法に基づき安全配慮義務を負う旅行者との立場の違いを示した。また大学が独自に行っている安全対策・危機管理の例として、特定非営利活動法人海外留学生安全対策協議会（以下JCSOS）のJCSOS-Total Assistance Service（以下J-TAS）利用者データを基に、大学派遣留学生が留学先で直面するトラブル（相談）内容を提示し、大学に課せられた安全対策・危機管理の課題を考察し、大学と旅行業界が力を合わせて派遣留学生の安全確保の方策を探ることを提案するものである。J-TASとは、図1で示したようにJCSOSが賛助会員各社と協力して作り上げた危機管理システムで、JCSOS事務局の主導の下、大学が派遣する留学生の安全対策・危機管理のために2009年度より

図1 J-TASの仕組み



（出典：JCSOS事務局資料より）

導入している。

1-2 大学の起源に見る、大学の概念の整理

西欧諸国において、大学は中世のイタリア、ボローニャ大学の設立（創立1088年、以下大学の横の年号は創立年を指す）を起源としている。中世ヨーロッパにあって知の中心は教会であり、大学は聖職者養成を目的に学生と教員の組合組織として成立した⁽¹⁾。学生と教師は固い絆で結ばれ、それが大学自治確立の礎となった。その伝統は長くヨーロッパ域内で保たれてきたが、近代に至り、今日の大学

概念のモデルとなるベルリン大学（1810年）が設立される。研究と教育の場を一体化して提供する革命的な大学組織は、英国（ここではイングランドを指す）ではロンドン大学（1828年）を生み、それを契機に英国各地に多くの大学が作られるようになった。英国にはそれまでオックスフォード大学、ケンブリッジ大学の2校しかなかったが、これら新しい大学群は大英帝国の発展に寄与していく。

アメリカでは多くの教育者がベルリン大学に留学し、帰国後研究を重視する大学院大学が設立され、その最初の大学は、ジョンズホプキンス大学（1876年）であった。アメリカをリードしてきた東部の名門大学群（いわゆるアイビーリーグ大学群）は、それまでオックスフォード大学・ケンブリッジ大学に倣った教養大学（リベラルアーツ）から、学術研究特に理工系学部及び医学系学部の充実を図り、さらにアメリカ型大学院教育を充実させることにより、世界の大学をリードするようになった。

南北戦争後、もともと農業大学として始まった州立大学は、人文科学、社会科学に理工学部・医学部も備えた総合大学に変貌を遂げた。大学が送り出す卒業生は、アメリカ産業の農業から工業化への脱皮に貢献し、巨大資本を生み、成功した資本家は既存の有名大学には大学院の充実に多額の寄付を行い、今日の名門大学、例えばシカゴ大学（1890年）、スタンフォード大学（1891年）等を設立させた。

日本の大学も、近代大学の概念を受け継ぎ、官僚養成大学として設立された東京大学（1877年）は、ベルリン大学留学組により、設立後4年で大学自治の萌芽が生まれ、後の教授会の成立に繋がっている⁽²⁾。

以上は、英米及び日本の大まかな大学史であるが、戦後の日本はアメリカの大学制度に影響されながら独自に発展していった。特に日本の大学制度を特徴づけるのは、多くの私立大学である。現在の日本では、ベルリン大学に端を発する研究と教育の場の一体化というオーソドッ

クスな大学群は主として国立大学が担っており、大学生全体の20%がこれに属している。私立大学は残る80%⁽³⁾の学生たちに主として教育を施す組織として発展し、その分野は主に人文科学、社会科学である。私立大学においては、定員の充足を図ることが重要であり、そのため時流を巧みにとらえ、多くの志願者及び学生を抱えることが重要な課題となる。

今日全国768校に上る大学は各校の伝統に応じて学部・学科（以下部局）を運営しているが、大学（特に理工系学部と人文系学部を合わせた総合大学）は、多くの部局を擁し、その管理には膨大な手間・対応を強いられている。本論の派遣留学における安全管理もその一つである。以上の歴史的推移から、大学とは研究と教育の場であり、大学組織運営のために自治権を有しつつ公共の発展に寄与する公益法人と定義付けられる。

1-3 大学を中心とする、わが国の国際交流政策とその推移

日本の多くの大学が掲げる、「グローバル人材の育成」は比較的新しい取り組みである。内閣府のグローバル人材育成推進会議が2012年6月に「グローバル人材育成戦略」を取りまとめた。経団連も同様の構想「グローバル人材育成に向けた提言」を2011年6月に発表している。文部科学省は政策として、2012年「グローバル人材育成推進事業」を発表した。2014年度より、「スーパーグローバル大学（以下SGU）創成支援」として募集を開始し、2014年9月にはSGU採択校として37校を発表した。採択校へは文部科学省から10年間の補助金支援がされることになった。

文部科学省の外郭団体である日本学生支援機構（以下JASSO）の留学統計によれば、留学生数はSGUが始まる2014年度が81,219人、2016年度には96,641人と3年間で18.8%増加している。SGUの他、いち早くグローバル人材育成に取り組んだ大学ほど先進的と目され、マスコミの大学への評価は、その観点から取材するこ

とも多くなった。大学の派遣留学・海外研修プログラムの充実、学生募集においても重要になり、大学経営の喫緊の課題に変化していくこととなった。

1-4 旅行会社に課せられている安全配慮義務

旅行会社は、企画旅行を催行する際、旅行業法第1条（目的）に基づく安全配慮義務を負っている。なお本論では、旅行会社とは募集型企画旅行を催行できる業態を指し、手配旅行はここでは論じない。旅行業者は、1964年の海外旅行自由化以降、多くの日本人観光客に廉価で安心して海外に行けるツアーを催行してきた。その意義は高く評価されるべきであるが、この54年間、海外で様々な事件・事故に遭遇してきたことも事実である。50余年の経験は一般社団法人日本旅行業協会（以下JATA）を中心に緊急事故対策⁽⁴⁾としてまとめられている。

さらに多くの判例もあり、旅行業者には、安全確保義務が課せられていると解されている⁽⁵⁾。2013年JATAコミ10月号で、2006年に発生したバス事故に対する2013年4月の東京地裁判決文を基に、JATA 法務・コンプライアンス室が指摘する安全確保義務とは

1. 安全な旅行サービス提供機関を選定する義務
2. 安全な旅行日程を設定する義務
3. (添乗員が同行する際の)添乗員による旅行者の安全を確保するための適切な措置

を挙げている。旅行会社とは、安全な観光地に客をお連れし、観光を楽しんでいただく業態であり、その際に要請されるのが安全確保という事になる。なお、判例では、不特定多数の顧客を相手にする募集型企画旅行では、安全配慮義務というより、安全確保義務のほうが適切な表現として使用されている。旅行業法に基づき催行される企画旅行の安全配慮義務の特質については、2章の先行研究レビューによって明らかにする。

1-5 大学の安全配慮義務

大学は自治を保ちつつ研究と教育を一体として行う場であり、その活動の場は国内外を問わない。大学は学生に対して4年間最高の教育を施すように努力している組織であり、留学・海外研修においてもまず教育目的があり、それを実施する際に大学に課された安全配慮義務を果たすことになる。

大学を含め、旅行以外の目的で海外に邦人を派遣する組織には、どのような安全配慮義務が求められるのか、2016年7月2日に発生した、ダッカ襲撃テロ事件を事例として考えたい。このテロ事件で死亡した7名の日本人は国際協力機構(以下JICA)が派遣した関係者で、22名の日本人を含めた全死亡者の一人は、カリフォルニア大学バークレー校で学ぶ大学生であった。JICAは同年8月30日に「国際協力事業安全対策会議 最終報告」をまとめている。JICAの考える安全対策強化とは、

1. 脅威情報の収集・分析・共有の強化
2. 事業関係者及びNGOの行動規範
3. ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化
4. 危機発生後の対応
5. 外務省及びJICAの危機管理意識の向上・体制の在り方
6. ODA事業以外の国際協力事業との関係

と広範囲な分野で安全対策強化が打ち出されている。またJICAの国際協力事業関係者の定義の中に、大学関係者も含まれている。

2. 先行研究レビュー

我が国の法律では、大学とは「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。(教育基本法第7条)」と規定されている。大学は学術研究の場でもあり、その一環として行われる派遣留学・海外研修プログラムは、安全な観

光地への派遣ばかりではなく、学術的な意味のある方面への派遣も多く実施されている。

本論の主題である安全配慮義務の定義とはそもそも何なのか。小野寺規夫⁽⁶⁾(1999)は、現在の民法はドイツ民法を参考に制定されていることを指摘し、法の一般原理である信義則「いまだ通則的規定の存しない公法の分野においても、特段事情がない限り適用される前提」が安全配慮義務であると説明している。王明師⁽⁷⁾(2008)は昭和50年2月25日最高裁判決(以下昭和50年判決)をリーディングケースとし、安全配慮義務を論じている。その議論の基本は判決文「安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」としている。安全配慮義務とは、特段の法律はなく、信義則によっていることは明らかである。大学と学生の関係も、特別な社会的接触と解されるので、大学が実施する派遣留学・海外研修についても、安全配慮義務は適用される。

次に旅行業法を基にして成立している旅行会社の安全配慮義務について考える。旅行会社の安全配慮義務は、旅行業法第1条、「旅行業等を営む者について登録制度を実施し、(略)旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。」によっていることは明らかである。

鈴木勝⁽⁸⁾(2001)は旅行業界が持つ業態を分析し、より高いレベルの安全対策・危機管理を提唱しているが、オーガナイザーとしての大学には言及していない。古川彰洋⁽⁹⁾(2018)は、学校法人が実施する中長期留学・海外研修や海外研修旅行の受注型企画旅行について包括的に言及している。旅行会社が大学の意向を受けて派遣留学・海外研修を実施する場合は、旅行形態は受注型企画旅行という事になる。山田希⁽¹⁰⁾(2014)は催行にあたって発生する旅行会社の安全配慮義務を、判例

を踏まえて論じ、最後に「旅行商品については、製造物責任法のような責任を厳格化する特別法が存在しない現状のもとでは、裁判例の蓄積による事実上の法創造を通じて責任の厳格化を図る」ことを提案している。それに対して堀竹学⁽¹¹⁾(2010)は、2004年の旅行業法の改正に伴い発生した企画旅行契約の法的性質を、旅行業法第二条(定義)第一項を援用し、これまでの学説をもとに、準委任契約説、準請負契約説、準売買契約説に分類し、それぞれの法的性質を吟味し、企画旅行の法的性質は、請負契約に準じるものと結論付けている。

これら論者の中で旅行業界にとって最も厳しいのが堀竹の意見である。不特定多数を対象に、募集型企画旅行を組み、大量送客によって業を成り立たせている会社の多い業界に、請負契約的な業態はなじまないと思われる。もし旅行業界が大学の派遣留学を受注型企画旅行として受託する場合、大学の部局により留学目的は異なり、さらに派遣場所によっても安全対策は異なる。結局大学は派遣地域によっては、1-5のJICAの2016年「国際協力事業安全対策会議 最終報告」に近い安全対策を行う必要がある。1-5で述べたJICAの安全対策強化では、1.の情報収集では、それまで以上に現地の安全対策・危機管理情報に精通する専門会社より情報収集をすることであり3.の訓練では、実際にテロ集団に襲撃されたときの対応を訓練する等の措置をとっている⁽¹²⁾。大学の責任においてやや治安上問題のある地域に派遣するのであれば、旅行会社は旅程管理のみを行い、安全対策に関しては、大学には補助的役割を果たすことになる。また旅行会社が受注型企画旅行を基に積極的に責任を負う場合は、別途請負契約書を交わすことも必要になるであろう。

3. 大学派遣留学生に生じるトラブル調査の結果

3-1 調査概要

外務省領事局海外邦人安全課では、毎

年海外邦人援護統計（以下外務省統計）を発表している。ここでは、2016年度の外務省統計を使い一般邦人と大学派遣留学・海外研修生の比較を行い、大学派遣留学生と一般渡航者がどのようなトラブルに海外で遭遇したか、また派遣留学生と一般渡航者を比較し、大学派遣留学生にはどのような特徴があるかを明らかにする。

この章では、全国で158大学（2016年時点）が加盟するJCSOSのデータをもとに、実際に学生たちがどのようなトラブルに直面しているのかを分析する。JCSOSは加盟校のために様々な危機管理システムを提供しており、2016年度の総利用者数は22,013名であった。JASSOによれば、2016年度大学が把握する留学生総数は96,641人（60,643人が協定に基づく派遣留学・海外研修生、35,998人は大学が把握している留学・海外研修生）であり、総留学生数の22.8%がJCSOSの危機管理支援システムを利用していることになる。

図1で示したJ-TASと呼ばれるシステムでは、海外で様々なトラブルに巻き込まれた派遣留学生に対し、大学の委託を受け、直接解決にあたっている。J-TAS登録者は2016年度8,005名、その内実際に相談・支援を要請した学生は836名であった。登録者の10.4%が何らかのトラブルに遭遇し、相談・支援要請をしていることになる。このシステムでは、留学生やその保護者から、留学中のあらゆる相談に応じるもので、大学とJCSOSは学生のトラブル情報を共有して解決にあたる。相談内容はすべて記録され、今日の大学派遣留学生がどんな問題やトラブルに遭遇するのか、かなりの程度で類推できる。

3-2 調査結果

2016年度、外務省統計による海外渡航者数は、17,116,420人。そのうち在外公館による邦人の援護件数は18,566件、JCSOS J-TASでは836件であった。JCSOSが提供J-TAS利用者がどのようなトラブルを抱えて支援要請をしたの

か、留学地域（支援要請地域）も含め示したのが表1である。

外務省在外公館とJ-TASにおける、支援地域の比較を示したのが図2、支援内容の比較を示したのが表2である。この統計を比較することにより、大学の派遣留学における危機の特性を読み解き、それに対応する備えの道筋を探りたい。

まず援護の内容についてみると、J-TASの支援要請で一番多いのは、傷病（52.2%）である。キャッシュレス（保険会社が留学生の医療費支払いを病院に保証する）の医療機関の紹介、被保険者は帰国後180日以内であれば保険の対象となるため、帰国後の治療相談も多い。派遣留学においては海外での滞在期間が3か月以上になる場合が多いため、傷病お

よび健康に関する相談が多くなるものと推測される。傷病への支援には海外旅行保険による財政的な補償が不可欠であるが、留学先の医療事情の把握、感染症などの予備知識、またメンタルも含めた出発前の健康管理など、事前準備のためのオリエンテーション等が必須となる。なお、傷病は外務省では直接の援護活動の対象としていない。

次に多いのが窃盗被害（11.4%）で、外務省でも18.1%の高率である。同じくらいの比率の携行品破損・故障（11.2%）は主として持参したパソコンやスマートフォンなどの電子機器に関連したもので、修理や保険でどの程度カバーされるのかといった相談が含まれている。保険補償・付保証明質問（6.5%）は、留学が長期に

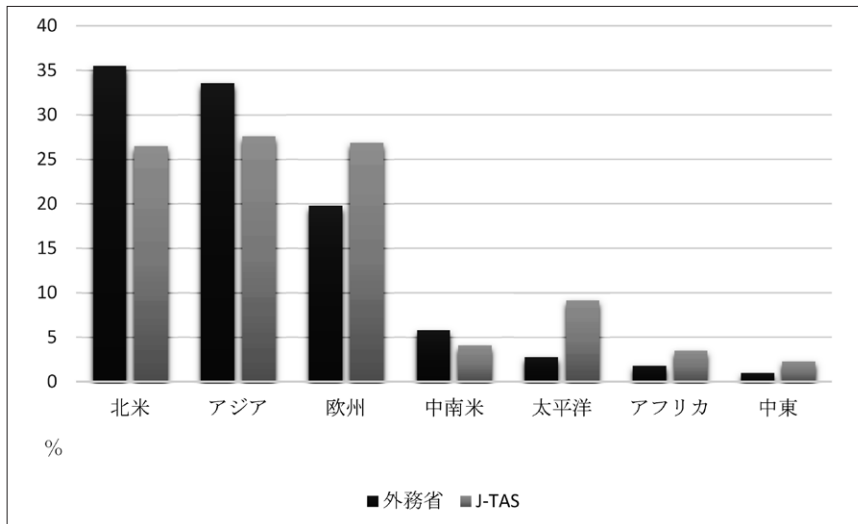
表1 2016年 J-TAS 利用者トラブル事例の内訳

2016年度 J-TAS 入電データ

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	日本
医療	436	146	39	114	20	108	2	7
窃盗	95	22	4	20	10	37	1	1
携行品破損・故障	94	23	10	25	1	22		13
保険補償・付保証明質問	54	12	4	21	1	10		6
航空機遅延・ロスバケ	34	4	1	13	1	8	2	5
遺失	29	11	4	8		6		
カード関連不具合・質問	16	5	2	4		5		
出入国・ビザ問い合わせ	10	1		2	1	4		2
所在確認・伝言	8		1	3		4		
海外宅配・郵送問い合わせ	8		1			7		
ホームステイ・寮	6	1	2	2		1		
詐欺	6	1	1	2		2		
海外送金相談	5		2	1		2		
精神障害	5	1	1			3		
事故	5	1	1	2		1		
サポートデスク問合せ方法	4							4
傷害被害	3				1	2		
旅行質問・チケット紛失	2			2				
荷物取り違い報告	2			1				1
持参品質問・免税質問	2					1		1
安否確認	2		2					
飛行機乗り遅れ	2	1	1					
滞在費用支払い方	1			1				
国際免許問い合わせ	1		1					
ハッキング疑い	1	1						
交通手段相談	1					1		
医療機関紹介	1							1
WIFI 調子悪い	1							1
旅行手配ミス	1	1		1				
ストーカー相談	1					1		
合計	836	231	77	222	35	225	2	3

注：入電データとは、J-TAS 危機管理サポートデスクに寄せられた全世界の派遣留学生からの入電を指す。その入電内容は、JCSOS事務局と大学担当者が共有し、JCSOS事務局は必要に応じて、大学をサポートするため管轄する外務省、文部科学省の担当官と連絡を取っている。年度ごとに事例を集計し、JCSOS事務局は加盟大学、関係官庁に発表している。（出典：2016年度JCSOS事務局統計）

図2 外務省海外邦人援護地域とJCSOS J-TAS 支援要請地域比率の比較



(出所) 2016年度 外務省統計、JCSOS 事務局統計。単位%

表2 2016年度 J-TAS・外務省援護内容の比較

	J-TAS	外務省
傷病	52.2	3.9
窃盗被害	11.4	18.1
携行品破損・故障	11.2	0.0
保険補償・付保証明質問	6.5	0.0
航空機遅延・ロストバゲージ	4.1	0.0
遺失・拾得物	3.5	18.6
カード不具合・質問	1.9	0.0
出入国・ビザ問い合わせ	1.2	0.0
海外宅配・郵送問合せ	1.0	0.0
所在確認・伝言	1.0	33.3
ホームステイ・寮	0.7	0.0
詐欺被害	0.7	1.7
海外送金相談	0.6	0.7
事故・災害	0.6	1.3
精神障害	0.6	1.1
障害・暴行被害	0.8	0.5
精神障害	0.6	1.1
安否照会	0.2	1.1
犯罪加害	0.0	2.0
被拘禁者援助	0.0	0.6

(出所) 外務省統計、JCSOS 事務局統計
単位%

及ぶことによって発生する様々なトラブルに対する保険のカバー範囲の確認、また留学先の大学やビザ手続きのための付保証明に関する問い合わせである。次に高率なのは、航空機遅延・ロストバゲージ(4.1%)である。通常留学生は個人単位で出発し、自力で留学地まで移動することが多いため、突然の航空機遅延への対応や目的地で出迎えの人に会えないといったトラブルへの支援要請などが含まれる。

その他J-TASが扱う案件で、外務省統計に出てこない項目は、カード不具合(1.9%)、ホームステイ・寮(0.7%)、海外送金(0.6%)など留学生活に関する相談である。多くの大学では、自分の身は自分で守ることをオリエンテーションなどで指導して送り出しているが、実際に事が起こると外部の支援が必要になっている実態が浮かび上がってくる。国際教育交流の発展に伴い、大学はより一層細かな対応を求められると思われる。

次に図2は、外務省統計とJ-TASにおける援護地域を比べると、欧州、太平洋、アフリカ、中東地域の援護割合が、外務省統計の割合より多くなっている。大学の派遣先が一般的な観光地域だけでなく、世界中に広がっており、都市部を離れた派遣先、山間地や発展途上国でのボランティア、インターンシップといった、派遣プログラムの多様化の影響も推測される。

通常旅行業者が受注型企画旅行として扱うのは一か月以内の短期留学・海外研修であり、旅行業法に基づく旅程管理、消費者保護が可能である。しかし一か月以上の留学の場合は、大学間協定に基づく長期留学、デュアルディグリー、交換留学などの大学にとっての本格的な留学が考えられ、プログラム運営には大学独自の危機管理体制が求められる。在学中

に留学・海外研修のチャンスを与えてくれる大学への注目度は高まっており、大学からの派遣留学であれば、留学費用が大幅に抑えられるとの認識も広まっている⁽¹³⁾。大学は有効な教育効果を狙って一層留学内容を多様化していくことが予想できる。

4. 結論

第一章では、大学は起源をヨーロッパに発し、日本の大学もその影響下で発展してきたことを明らかにした。大学は、自治権(ガバナンス)を有し、研究と教育を一体化している組織であり、それがゆえに、教育の一環として留学・海外研修に学生を派遣する際、わが国では、安全配慮義務を求められている。それに対して、1-4では旅行会社が企画旅行を実施する際の安全配慮義務の違いを示した。第二章では、先行研究レビューとして、わが国の安全配慮義務の学説、次に旅行業法上の旅行会社に課せられている安全配慮義務について言及した。第三章では、大学が実施する留学・研修において、どのようなトラブルや相談事項が留学生に発生するのかを、外務省のデータと比較しながら分析した。

結論として、日本の大学が、様々な留学・海外研修を開発しようとすればするほど、目的地や内容は多様化し、そのためJICAの安全対策に近い安全配慮義務を考えざるを得なくなる。大学は、安全対策実現のため、一層学外の人間や様々なネットワークの助けを必要とするように思われる。そのなかに、受注型企画旅行による催行も含まれると思われるが、その際は別途大学の派遣留学・海外研修目的に合わせた請負契約書のような書面を交わすことも必要なる。以上のような現状を整理し、大学と旅行会社の間に、何らかの連絡網や、協議する場を設け、より包括的な安全対策を確立し、大学の留学・海外研修を推進することが重要になってきている。

引用文献

- (1)吉見俊哉（2011）『大学とは何か』 pp28-31、岩波書店
- (2)天野郁夫（2009）『大学の誕生』（上） pp100-102、中央公論新社
- (3)http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/index.htm より2018年11月1日アクセス
- (4)JATA が JATA 関東支部業務委員会「緊急事故対策マニュアル・初動期の対応編」を発行したのは、1984年である。
- (5)https://www.jata-net.or.jp/jatacomi/1310/pdf/201310_07.pdf 2018年11月22日アクセス
- (6)小野寺規夫（1999）「安全配慮義務」についての小報告 pp77-86、山梨学院大学法学論集、山梨学院大学
- (7)王明視（2008）「安全配慮義務についての一考察」人間社会環境研究、金沢大学大学院人間社会環
- (8)鈴木勝（2001）、「国際トラベルビジネスにおける危機管理」、大阪明浄大学紀要／第1号、pp61-70、大阪明浄大学
- (9)古川彰浩（2018）、「学校法人が実施する中長期留学や海外研修旅行の海外受注型企画旅行における旅行業法上の安全配慮義務の課題についてより安全なグローバル教育旅行のために」、日本国際観光学会論文集／第25号、pp51-58、日本国際観光学会
- なお論文中、古川は平成18年（2005年ではなく2006年が正しい）11月27日の最高裁判例を安全配慮義務の根拠に求めている。しかし本件では、大学と学生の在学契約の性質を述べている中で、「在学契約は、有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約」と規定しているのみで、判決文の中に安全配慮義務について述べている箇所は見当たらない。
- (10)山田希（2014）、「旅行中の事故と旅行業者の安全確保義務：「危険責任」原理に基づく責任の正当化と運用上の諸問題」、名古屋大学法政論集 pp695-722、名古屋大学大学院法学研究科

- (11)堀竹学（2010）、「企画旅行契約の法的性質」、18-19巻 pp33-44、雑誌北東アジア研究
- (12)JCSOS主催の2018年11月26日定例セミナーにおいて JICA 危機管理担当加藤理事（当時）の講演より引用。
- (13)<https://japanuniversityrankings.jp/topics/00046/>、<https://www.studyplus.jp/611>などのサイトで積極的に留学・海外研修に熱心な大学を取り上げている。2018年11月3日アクセス

参考文献

- ・横尾荘英、『大学の誕生と変貌』『東信堂、1999年
- ・長尾十三二 『西洋教育史』 東京大学出版会、1986年
- ・潮木守一 『アメリカの大学』、講談社、〈学術文庫〉1993年
- ・喜多村和之 『大学淘汰の時代』中央公論社〈新書〉、1990年
- ・天野郁夫 『大学の誕生』（上、下）中央公論新社、〈新書〉、2009年
- ・ビィビィアン・H. H.グリーン 『イギリスの大学 — その歴史と生態』安原義仁／成定薫訳 『法政大学出版局』、1994年
- ・M. サンダーソン 『イギリスの大学改革-1809-1914』安原義仁訳、玉川大学出版部、2003年
- ・マイケル・サンダーソン 『イギリスの経済衰退と教育 1870-1990s』安原義仁・藤井泰・福石賢一監訳 『晃洋書房』、2010年
- ・Roger L. Geiger, *The History of American Higher Education: Learning and Culture from the Founding to World War 2*, Princeton University Press, 2014
- ・渡航自由化40周年／観光立国への道、トラベルジャーナル臨時増刊号 トラベルジャーナル社、2004年

【本稿は所定の査読制度による審査を経たものである。】